

修正箇所について

P63 老人福祉センター管理運営事業

ウ. 第 8 期計画の取組の方向性 前回までの協議内容からの修正

【修正前】

(ア)「豊岡市公共施設再編計画」個別施設の方向性に基づいた利活用を進めます。

【修正後】

(ア)「豊岡市公共施設再編計画」個別施設の方向性に基づいて、竹野老人福祉センターは 2020 年度末で用途廃止し、老人福祉センターの機能は長寿園に集約します。

P68 予防給付基準訪問介護事業

ア. 第 7 期計画の取組状況・実績 正誤

【誤】

実利用者数はほぼ計画値どおりですが、増加傾向にあります。

【正】

実利用者数はほぼ計画値どおりですが、増加傾向にあります。利用者の支え合い生活支援サービス事業への移行を目指していましたが、事業実施地区が限定されており、移行はごく少数で、利用者の減少はほとんどありませんでした。

イ. 第 7 期計画の評価・課題 正誤

【誤】

(イ) 支え合い生活支援サービス事業への移行により計画値以下とすることができませんでしたが、一定程度の抑制ができているものと考えています。

【正】

(イ) 支え合い生活支援サービス事業の実施地区の増加を見込んだ計画値であったことや、専門的サービスを必要とする利用者が多いこともあり支え合い生活支援サービス事業への移行により計画値以下とすることができませんでしたが、一定程度の抑制ができているものと考えています。

ウ. 第 8 期計画の取組の方向性 前回までの協議内容からの修正 正誤

【修正前】【誤】

(ア) 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検及び実地指導等により自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組みます。

~~(イ) 月平均実利用者数が第 7 期計画中の平均実利用者数以下となるように取り組みます。~~

(ウ) 調理及び身体介護を除く家事援助利用者については、支え合い生活支援サービス等への移行を進めます。

【修正後】【正】

(ア) 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等により自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組みます。

(イ) 調理および身体介護を除く家事援助利用者については、支え合い生活支援サービス等への移行を進めます。~~るなど、利用者のニーズに対して適切なサービスを利用していただけるよう介護予防・生活支援サービス事業の周知等に取り組みます。~~

P70 予防給付基準通所介護事業

ア. 第7期計画の取組状況・実績 正誤

【誤】

計画値を上回っており、増加傾向にあります。

【正】

計画値を上回っており、増加傾向にあります。~~また、支え合い通所介護事業等への移行があまり進まず、全利用者のうち、事業対象者及び要支援1の利用者の割合が増加しています。~~

イ. 第7期計画の評価・課題 正誤

【誤】

(ア) 支え合い通所介護事業、玄さん元気教室、通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、サロン・カフェ等多様な集いの場の充実がある程度進んだことにより、実績の伸びが一定程度抑制されていると考えています。

【正】

(ア) ~~支え合い通所介護事業の実施地区の増加を見込んだ計画値であったことや、専門的サービスを必要とする利用者が多いこともあり、実績値は計画値を大きく上回りました。~~しかし、支え合い通所介護事業、玄さん元気教室、~~通所型介護予防事業「運動からだ元気塾」、サロン・カフェ等多様な集いの場の充実がある程度進んだ地区においては、ことにより、~~実績の伸びが一定程度抑制されていると考えています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性 前回までの協議内容からの修正

【修正前】

(ア) 「自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検及び実地指導等によるサービスの質の検証」や「地域リハビリテーション活動事業におけるリハビリ専門職等による技術的指導を通じた質の向上」に取り組みます。

【修正後】

(ア) 自立支援型地域ケア会議、ケアプラン点検等によるサービスの質の検証や地域リハビリテーション活動事業におけるリハビリ専門職等による技術的指導を通じ

た質の向上に取り組めます。

P92 地域包括支援センターの運営と機能の充実

ウ. 第8期計画の取組の方向性 前回までの協議内容からの修正

【修正前】

(ア) 現行のとおり4箇所の地域包括支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託して包括的支援事業等を実施します。

(イ) センターの業務量の把握に努め、必要な人員体制について委託先と協議を行いながら対応を検討します。

(ウ) 国から示された指標に基づきセンターの自己評価を行い、地域包括支援センター運営協議会にて結果を評価していただきます。

(エ) 土・日曜日・祝日等の開所について、ニーズの把握を検討します。

【修正後】

(ア) 現行のとおり4箇所の地域包括支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託して包括的支援事業等を実施します。

(イ) 本市では、基幹型センターはありませんが、担当圏域の大きいセンター内に、各センター間の連携・調整等の役割を主に担う職員の配置を検討します。また、全センターへの統一的な実施方針等の提示は市から行い、業務が効果的・効率的に推進できるように後方支援を行います。

(ウ) センターの業務量の把握に努め、必要な人員体制について委託先と協議を行いながら対応を検討します。

(エ) 国から示された指標に基づきセンターの自己評価を行い、地域包括支援センター運営協議会に報告し、機能強化の進捗状況を確認します。運営協議会での意見をもとに継続的なセンターの機能強化を図ります。

(オ) 土・日曜日・祝日等の開所について、ニーズの把握を検討します。

P155 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ. 第7期計画の評価・課題 正誤

【誤】

(イ) 2020年10月1日時点で市内に1箇所の事業所の登録がありますが、市域が広大で人口密度が低く、冬期には積雪があるという地理的条件のため、さらなる事業者の参入は困難が予想されます。

【正】

(イ) 2020年10月1日時点で市内に1箇所の事業所の指定がありますが、市域が広大で人口密度が低く、冬期には積雪があるという地理的条件のため、さらなる事業者の参入は困難が予想されます。

P159 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

イ. 第7期計画の評価・課題 正誤

【誤】

(ア) 2020年10月1日時点で市内に5箇所の事業所の登録がありますが、実質、サービス提供を行っているのは3事業所のみで、利用者は事業所がある日常生活圏域に住んでおられる方にやや限られている状態です。

【正】

(ア) 2020年10月1日時点で市内に5箇所の事業所の**指定**がありますが、実質、サービス提供を行っているのは3事業所のみで、利用者は事業所がある日常生活圏域に住んでおられる方にやや限られている状態です。

P161 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

ウ. 第8期計画の取組の方向性 正誤

【誤】

(イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	102	123	123
	給付額	千円/年	354,246	308,608	308,608
予防	利用者数	人/月	24	29	29
	給付額	千円/年	14,352	17,326	17,326

【正】

(イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の**登録**について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の計画値

		単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護	利用者数	人/月	102	123	123
	給付額	千円/年	254,246	308,608	308,608
予防	利用者数	人/月	24	29	29
	給付額	千円/年	14,352	17,326	17,326

P167 看護小規模多機能型居宅介護

ウ. 第8期計画の取組の方向性 正誤

【誤】

(イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の指定について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

【正】

(イ) 障害者も利用できる、「共生型サービス」の登録について、社会福祉課や各事業所等と調整を図ります。

P168 居宅介護支援・介護予防支援

ウ. 第8期計画の取組の方向性 正誤

【誤】

(ア) ケアプラン点検や各種研修会等を通じて、利用者の多様なニーズへの対応を図るとともに、居宅生活の支援と自立に向けた適切で質の高いケアプランの作成を促進します。

(ウ) 2018年度の介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所の管理者要件で管理者となる者は主任介護支援専門員であることとされています。しかしながら、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、2021年3月31日までとした経過措置期間が設けられていましたが、2021年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されます。

【正】

(ア) ケアプラン点検や各種研修会等を通じて、利用者の多様なニーズへの対応を図るとともに、居宅生活の支援と自立に向けた適切で質の高いケアマネジメントケアプランの作成を促進します。

(ウ) 2018年度の介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所の管理者要件で管理者となる者は主任介護支援専門員であることとされています。しかしながら、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、2021年3月31日までとした経過措置期間が設けられていましたが、2021年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を2027年3月31日まで猶予されます。—るため、研修等受講しやすい環境づくりに努めます。